

列車内への「危険品」持込み規制の強化について

ＪＲグループでは、可燃性液体、高圧ガス、火薬類、毒物、農薬等の「危険品」の列車内への持込みを運送約款により原則禁止しています。2025 年 4 月 1 日（火）より、運送約款に規定している「危険品」の項目および分類方法等を見直して、列車内への持込み規制を強化することとしましたのでお知らせします。

なお、今回のＪＲグループの見直し内容は、国土交通省が定めている「鉄道テロへの対応ガイドライン」におけるモデルケースとして、同省から全国の鉄道事業者に対して周知され、これを参照して必要に応じて運送約款の見直しを実施することが推奨されています。

1. 見直し内容

- ・ＪＲグループ共通の運送約款における可燃性液体、高圧ガス、火薬類、毒物、農薬等の「危険品」の項目および分類方法を見直します。
- ・例外的に手回り品として列車内に持ち込むことができる「危険品」を、鉄道運輸規程（昭和 17 年 2 月鉄道省令第 3 号）で認められているもの、および日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品に限定します。これにより、現在は列車内への持込みを認めている一部「危険品」の持込みが禁止となります。

<具体例>

- ・硫酸・塩酸について、密閉した容器に収納している場合であっても、バッテリー液やトイレ用強力洗剤等の日用品を除き、一切持込み禁止となります。
- ・可燃性液体そのものについては、引き続き、一切持込み禁止とします。

2. 見直し時期

2025 年 4 月 1 日（火）

3. その他

- (1) 見直しの詳細につきましては、国土交通省ホームページおよびＪＲ各社のホームページ等でお知らせします。

※ 国土交通省 https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk1_000007.html

- (2) 今回の見直し内容について、列車内への「危険品」持込み禁止をお知らせするポスター等により周知を行います。安全に、安心して列車をご利用いただけるよう、みなさまのご協力をお願いいたします。